

令和 8 年 度

第 1 回

佐久市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 午後 1 時 3 0 分～

場 所 佐久市役所 8 階大会議室

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

佐久市国民健康保険運営協議会委員名簿

資料1

任期：令和7年7月1日～令和10年6月30日

代表委員区分	役職	氏名	ふりがな	性別	職業又は団体等	在任期間
公益を代表する委員 (6名)	○	花岡 元江	はなおか もとえ	女	佐久市シニアクラブ連合会 理事	R7.7～
		佐々木 栄子	ささき えいこ	女	佐久市保健補導員会 副会長	R7.7～
		小平 實	こだいらみのる	男	佐久市民生児童委員協議会 会長	R7.7～
		安藤 俊之	あんど うとしゆき	男	佐久市区長会 理事	R8.4～
		桜井 秀子	さくらい ひでこ	女	佐久浅間農業協同組合 理事	R7.7～
		中澤 繁夫	なかざわ しげお	男	佐久商工会議所 常議員	H29.7～
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員 (6名)		菅原 敏明	すがわら としあき	男	医師（佐久医師会 会長）	R3.7～
		松崎 茂	まつざき しげる	男	医師（佐久医師会 副会長）	R7.7～
		黒澤 一也	くろさわ かずや	男	医師（佐久医師会 総務理事）	R5.6.23～
		高見澤 秀一	たかみざわ しゅういち	男	歯科医師（佐久歯科医師会）	R3.6～
		青森 則佳	あおもり のりよし	男	歯科医師（佐久歯科医師会）	R7.7～
		今牧 健之	いままき けんじ	男	薬剤師（佐久薬剤師会 会長）	R3.5～
被保険者を 代表する委員 (6名)		大井 吉子	おおい よしこ	女	佐久市生活改善グループ連絡協議会 会長	R4.7～
		土屋 やよい	つちや やよい	女	佐久市食生活改善推進協議会 会長	R7.7～
		美斉津 望	みさいづ のぞみ	女	パートナーシップ佐久 会員	R7.7～
		小林 一代	こばやし いちよ	女	男女共生ネットワーク	R7.7～
		井出 時子	いで ときこ	女	公募委員（佐久市女性活躍人材）	R6.4.1～
		依田 ますみ	よだ ますみ	女	公募委員（佐久市女性活躍人材）	R4.7～
被用者保険等 の保険者を 代表する委員 (2名)		丸山 晃史	まるやま こうじ	男	ミネベアミツミ健康保険組合 常務理事	R5.9.22～
		古田 博信	ふるた ひろのぶ	男	全国健康保険協会長野支部 企画総務部長	R3.6～

◎－会長 ○－会長職務代行者 (敬称略)

国民健康保険法施行令第4条により、会長は公益代表から選出
 ※職業又は役職等欄は、委員就任時の職業、役職等を記載

委員 20名 男性：11名 女性：9名 45%

○佐久市国民健康保険運営協議会規則

平成17年4月1日規則第98号

改正

平成19年3月23日規則第13号

平成22年3月29日規則第5号

佐久市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市国民健康保険条例（平成17年佐久市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、佐久市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務の規定)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の事項について審議答申する。

(1) 市長から協議会に諮問の事項

(2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める重要事項

(会長及び職務代行者)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、協議会で定めた委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会を招集するときは、市長に通知しなければならない。

3 会議に出席することができない委員は、開会前までに会長に届け出なければならない。

(会議)

第5条 協議会は、定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 会長は、会議の議長として、議事を総理する。

(関係者の出席)

第8条 協議会において、特に必要と認めるときは、市長その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議結果の答申等)

第9条 会長は、会議録を作成し、会議の結果とともに市長に答申し、又は報告しなければならない。

(辞職)

第10条 委員が辞職しようとするときは、書面にその旨を具し、会長を経て市長に提出しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民健康部国保医療課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

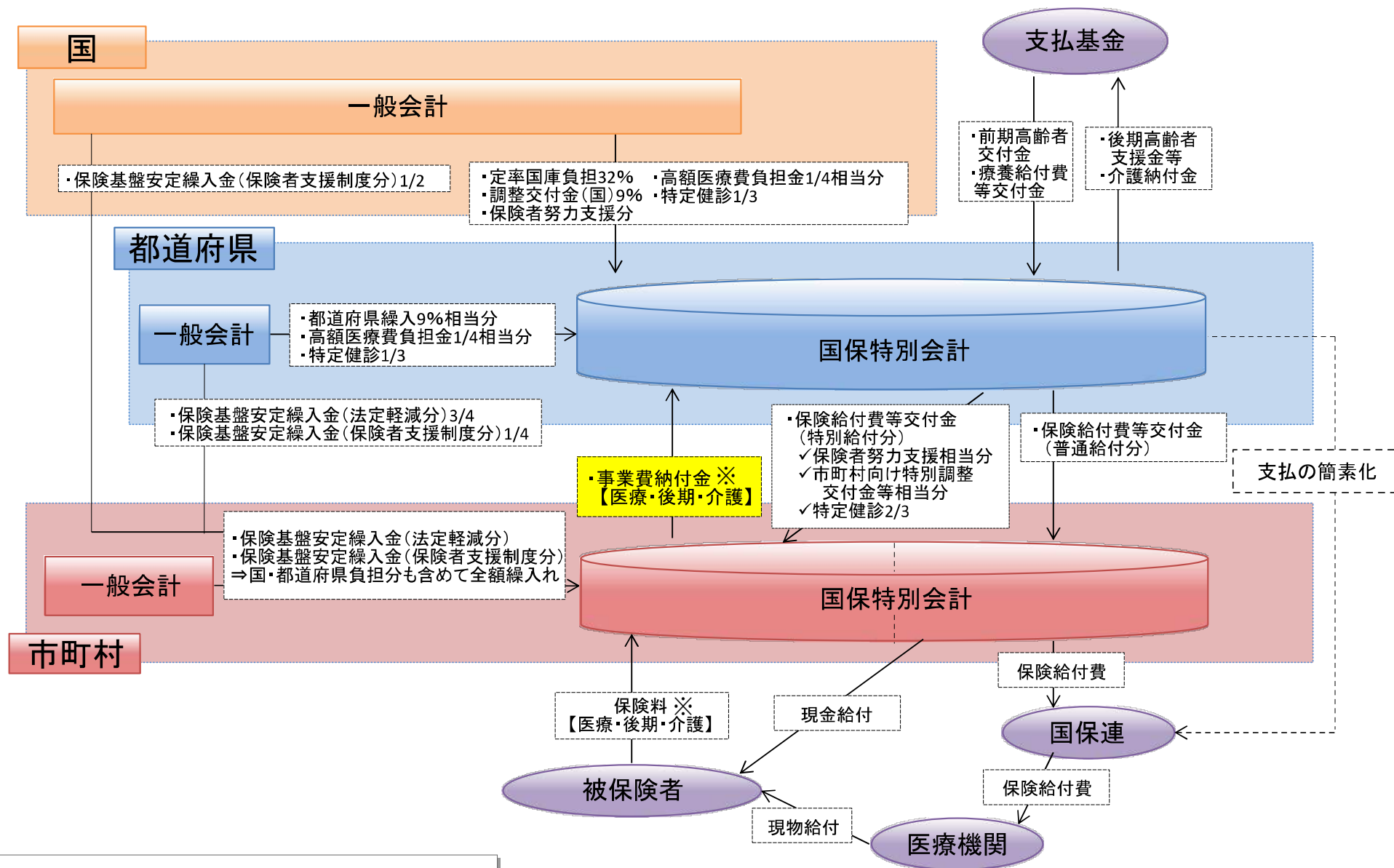
附 則（平成19年3月23日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

国保財政の基本的な枠組みについて

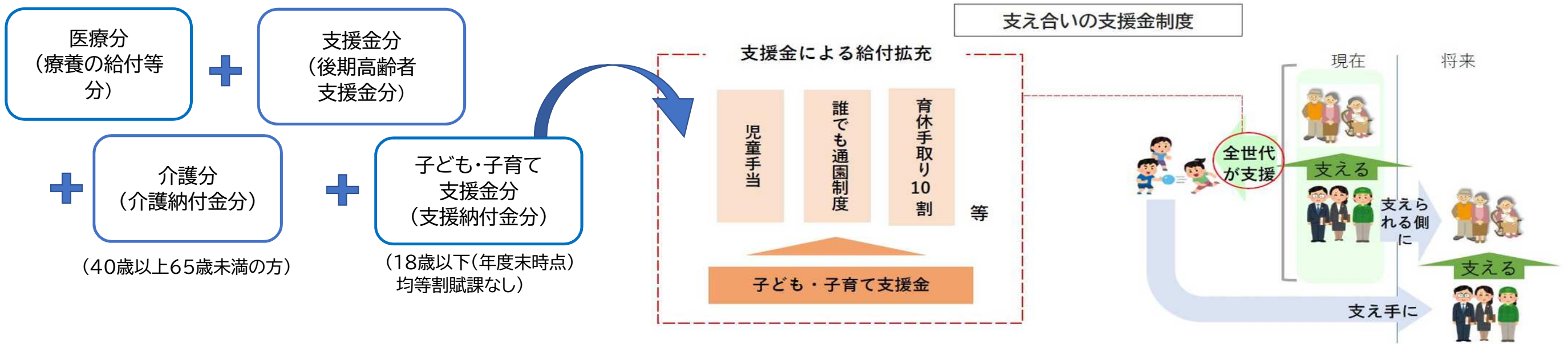


※ 令和8年度から事業費納付金、保険料に「子ども」分が追加されています

子ども・子育て支援金制度の趣旨

子ども家庭庁
資料からの抜粋

●国民健康保険税を構成する4本の柱



〈保険料水準統一加速化プラン〉長野県の完全統一スケジュール

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R15(R18)年度
県運営方針・ロードマップ	完全統一目標年度意思決定					完全統一目標年度
医療費指数		二次医療圏ごとの統一			納付金ベースの統一 医療費指数 0	
保険料(税)		資産割の廃止 (佐久市はR5に廃止済) 応益保険料(均等割・平等割)を標準保険料に近づける			納付金算定時に、医療費指数を掛けない	税率を、長野県全て統一

保険料水準の統一の意義

- 市町村ごとの財政格差を是正し、県全体で国保財政を支えることで、保険給付に必要な費用の安定的な確保と、どこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば負担が等しくなり、住民間の負担の公平性が高まります
- ※ 医療費指数・・・市町村の医療費の水準が、全国平均と比べてどれだけ高いか低いかを示すための指標
 - ※ 二次医療圏での統一・・・納付金算定において、各市町村の医療費水準を反映させる代わりに、二次医療圏単位の医療費水準を反映させることです。
県単位の統一(α=0)に向けた前段階
 - ※ 納付金ベースの統一と完全統一の差・・・
納付金ベースの統一は、納付金算定時に市町村の医療費水準を反映させず、県内統一とするもの(α=0)で、保険料設定に影響する一部要因のみを統一します。完全統一は、それに加えて、市町村個別の歳入・歳出項目や保険料算定方法などを全て統一し、同じ所得・世帯構成なら同じ保険料とするものです。

※県は国の方針に基づき、今年度中に完全統一の目標年を意思決定し、長野県国民健康保険運営方針の中間見直しに反映し、令和9年3月に長野県ホームページで公表する予定です。

1 歳入歳出決算額の状況 (単位:千円、%)

	令和7年度 当初	令和7年度 決算	令和6年度 決算	対前年度比較	
歳入合計	9,612,000	9,762,899	9,620,349	142,550	1.5
歳出合計	9,612,000	9,529,304	9,466,631	62,673	0.7
差 引	0	233,595	153,718	79,877	52.0
実質収支(※1)	－	99,760	63,317	36,443	57.6

※1実質収支:歳入合計から、基金繰入金、繰越金、財産収入(基金積立充当分のみ)、その他(基準外)繰入金(福祉医療現物給付化による減額調整分を除く)を除き、歳出合計から基金積立金、一般会計返還金を除いたうえで、歳入歳出の差引をしたもの。

2 歳入決算額の状況 (単位:千円、%)

年度	令和7年度 当初		令和7年度 決算		令和6年度 決算		対前年度比較	
科目	A	構成比	B	構成比	C	構成比	B-C	増減率
(1)国民健康保険税	1,678,406	17.5	1,905,948	19.5	1,852,331	19.3	53,617	2.9
(2)使用料及び手数料	900	0.0	1,172	0.0	1,262	0.0	△ 90	△ 7.1
(3)国庫支出金	1	0.0	10,484	0.1	5,929	0.1	4,555	76.8
(4)県支出金	7,088,467	73.7	6,951,390	71.2	6,886,435	71.6	64,955	0.9
(5)繰入金	830,120	8.6	652,247	6.7	680,972	7.1	△ 28,725	△ 4.2
(6)財産収入(基金積立金利子)	1	0.0	2,811	0.0	1,046	0.0	1,765	168.7
(7)繰越金	1	0.0	153,718	1.6	97,955	1.0	55,763	56.9
(8)延滞金	8,000	0.1	16,451	0.2	13,130	0.1	3,321	25.3
(9)その他の収入	6,104	0.1	68,678	0.7	81,289	0.8	△ 12,611	△ 15.5
歳入合計	9,612,000	100.0	9,762,899	100.0	9,620,349	100.0	142,550	1.5

【歳入の概要】

- (1)国民健康保険税(5,361万7千円の増 2.9%増)
被保険者数は減っているが(579人の減 3.2%の減)収納率・調定額の増により税収が増加
・収納率 全体89.29%(前年比1.46%増) 現年分95.73%(前年比0.40%増)
一人当たり 調定額 107,458円(7,988円増) 収入額 102,867円(8,046円増)(ともに現年分のみ)
- (3)国庫支出金
東日本大震災の国保税減免の財政支援分、子ども・子育て支援事業費補助金(子ども・子育て支援金創設による国保税賦課システムの改修費用等)
- (4)県支出金(6,495万5千円の増 0.9%増)
主に普通交付金の増による
・普通交付金:歳出の保険給付費(出産育児一時金等の任意給付等、一部を除く)県から全額交付される。
・特別交付金:市町村の財政状況やその他の事情に応じ交付される。
- (5)繰入金
一般会計からの繰入金(繰出基準に基づく繰入分)
- (7)繰越金(前年度繰越金)
- (9)その他の収入
貸付金元金収入、第三者行為損害賠償金、不当利得返納金、保険給付費等交付金返還金、雑収入

3 歳出決算額の状況 (単位:千円、%)

年度	令和7年度 当初		令和7年度 決算		令和6年度 決算		対前年度比較	
科目	A	構成比	B	構成比	C	構成比	B-C	増減率
(1)総務費	125,564	1.3	120,856	1.3	115,212	1.2	5,644	4.9
(2)保険給付費	7,040,811	73.2	6,905,128	72.5	6,826,460	72.1	78,668	1.2
(3)国民健康保険事業納付金	2,295,000	23.9	2,279,943	23.9	2,312,152	24.4	△ 32,209	△ 1.4
(4)保健事業費	135,112	1.4	106,730	1.1	111,095	1.2	△ 4,365	△ 3.9
(5)基金積立金	1	0.0	22,694	0.2	8,600	0.1	14,094	163.9
(6)償還金(返還金・還付金)	10,001	0.1	88,559	0.9	89,601	1.0	△ 1,042	△ 1.2
(7)その他の支出	5,511	0.1	5,394	0.1	3,511	0.0	1,883	53.6
歳出合計	9,612,000	100.0	9,529,304	100.0	9,466,631	100.0	62,673	0.7

【歳出の概要】

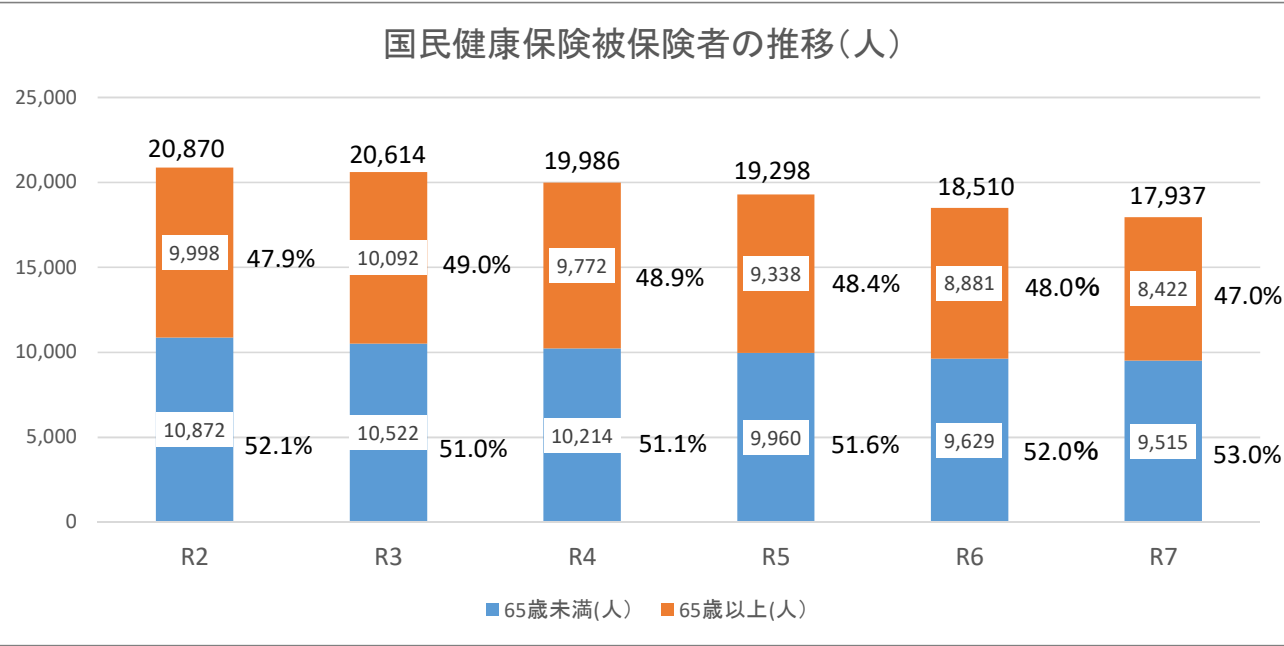
- (2)保険給付費(7,866万8千円の増 1.2%増)
療養給付費・高額療養費等、被保険者が疾病及び負傷した際に受ける保険給付
- (3)国民健康保険事業納付金 (3,220万9千円の減 1.4%減)
保険給付に要する費用として、医療費や所得水準等を基に県が決定、市町村から県へ納付。
- (4)保健事業費
保険者(市町村)が被保険者の健康増進等のために行う事業(保健教育、健康相談、健康調査等)
- (5)基金積立金
前年度からの繰越金及び当該年度会計における余剰金等の積立分
- (6)償還金
・保険給付費等交付金普通交付金の精算により、県に返還(7,654万8千円)
・国保税還付金(1,105万4千円)
- (7)その他の支出
直診診療施設(浅間総合病院)が実施した施設整備及び健康管理事業に対して支出

4 令和8年度国保税率改定による増税額

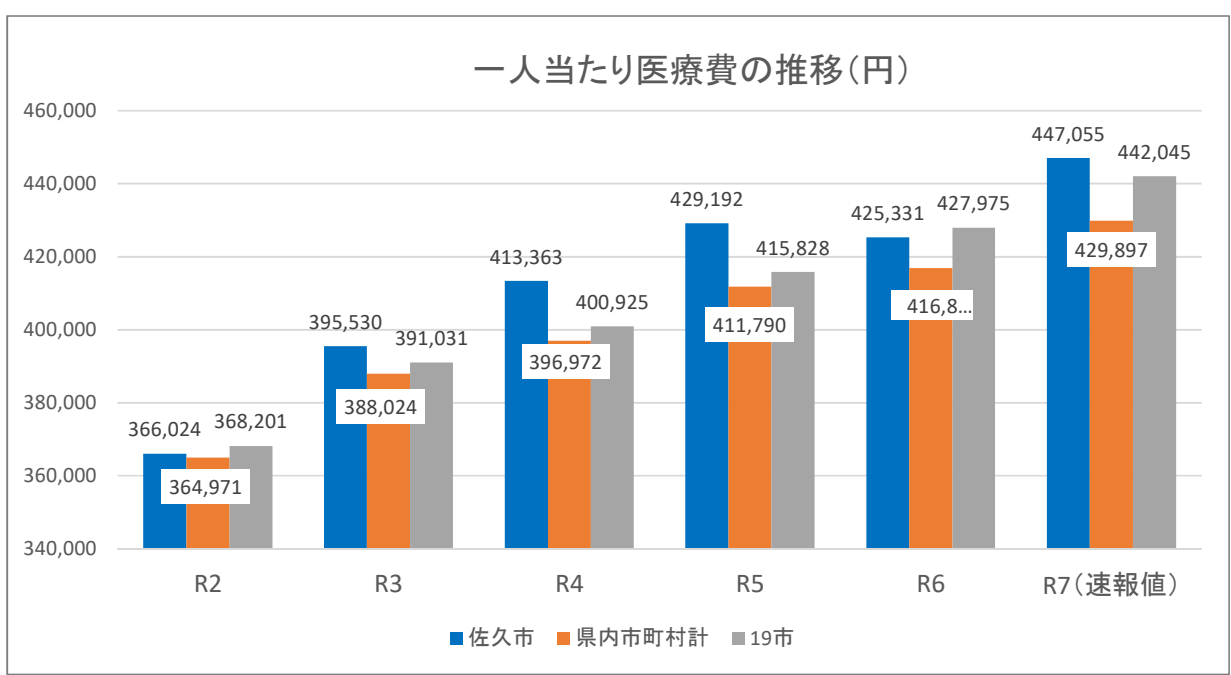
令和7年度	医療	介護	支援	課税限度額の引上げ等	令和8年度	医療	介護	支援	子ども
所得割額	7.30 %	2.75 %	2.75 %		所得割額	6.75 %	2.75 %	2.75 %	0.20 %
均等割額	20,800円	9,000円	7,300円		均等割額	20,100円	9,000円	7,300円	700円
平等割額	24,400円	7,300円	8,700円		平等割額	23,700円	7,300円	8,700円	700円
課税限度額	66万円	17万円	26万円		課税限度額	67万円	17万円	26万円	3万円

医療費分は引下げになり、子ども・子育て支援納付金分が創設されました。
全体として、所得割額が0.55%引き下げになります。

1 被保険者数の推移

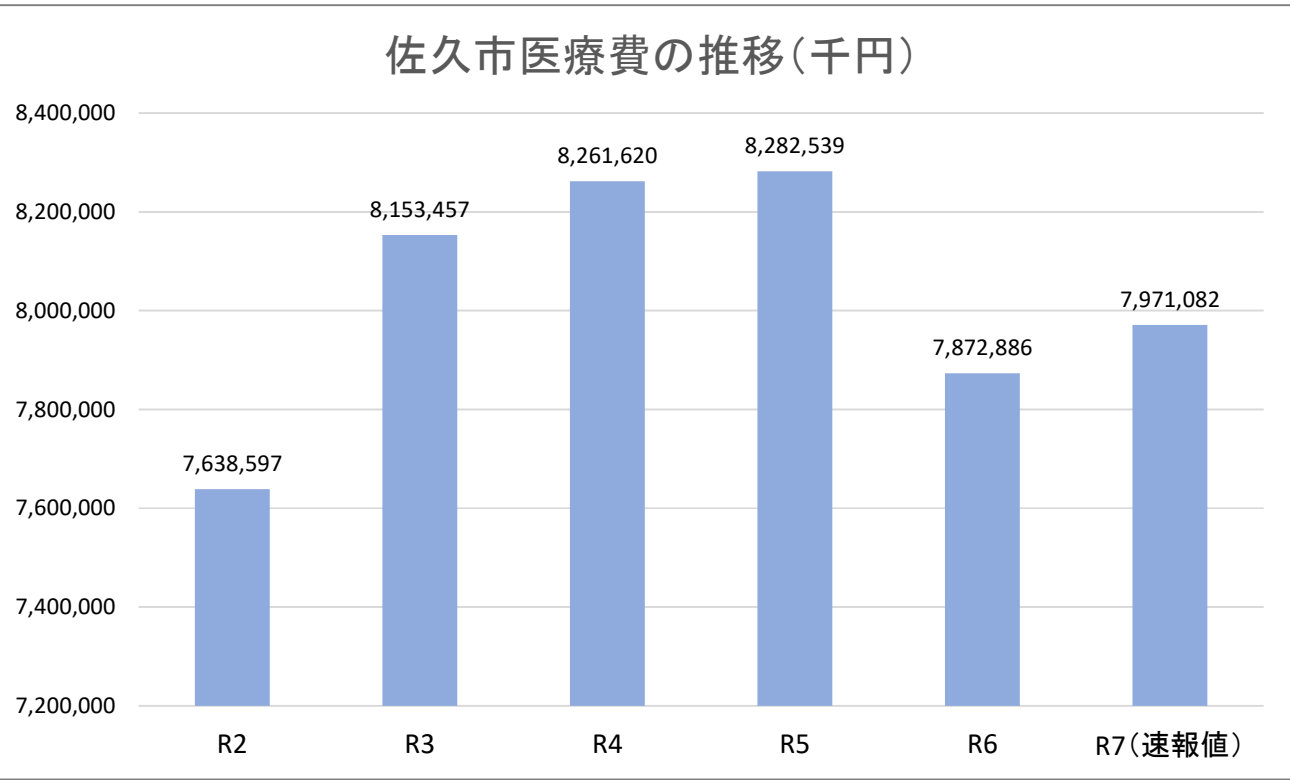


3 一人当たり医療費の推移



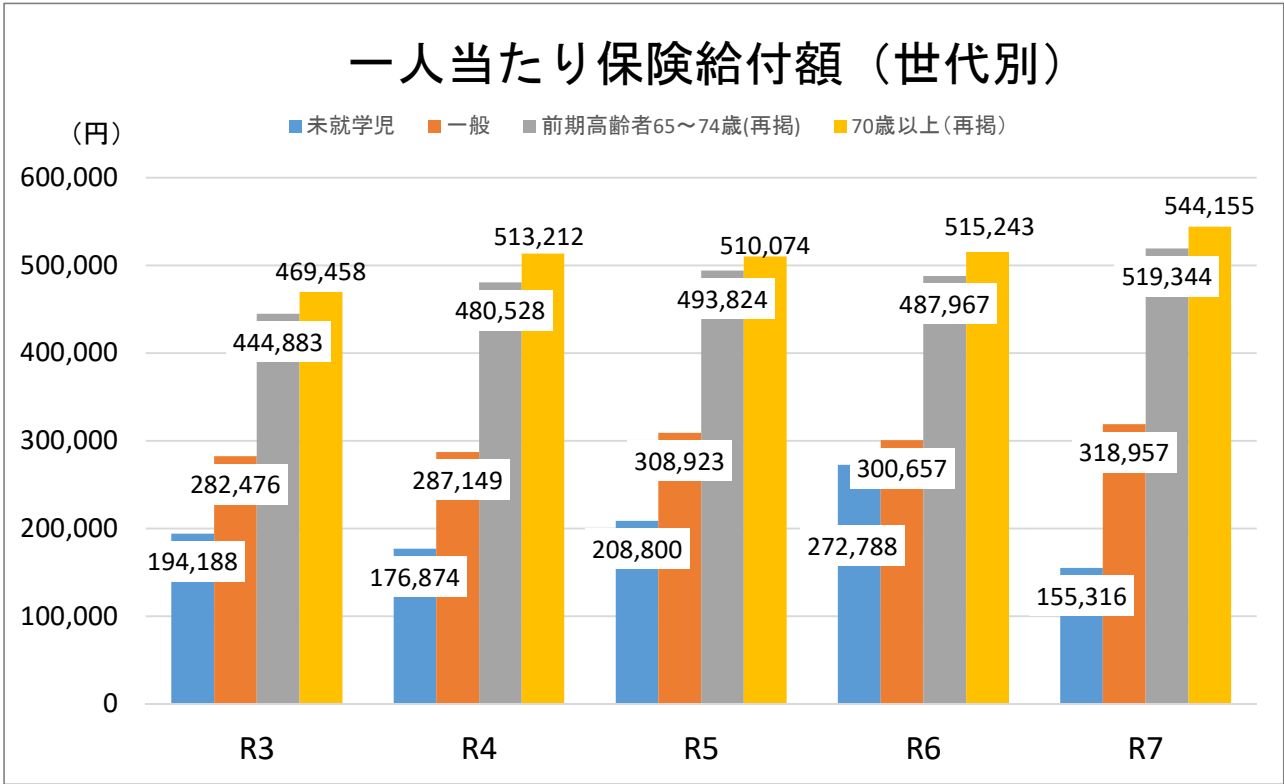
※長野県国民健康保険団体連合会公表値

2 医療費の推移



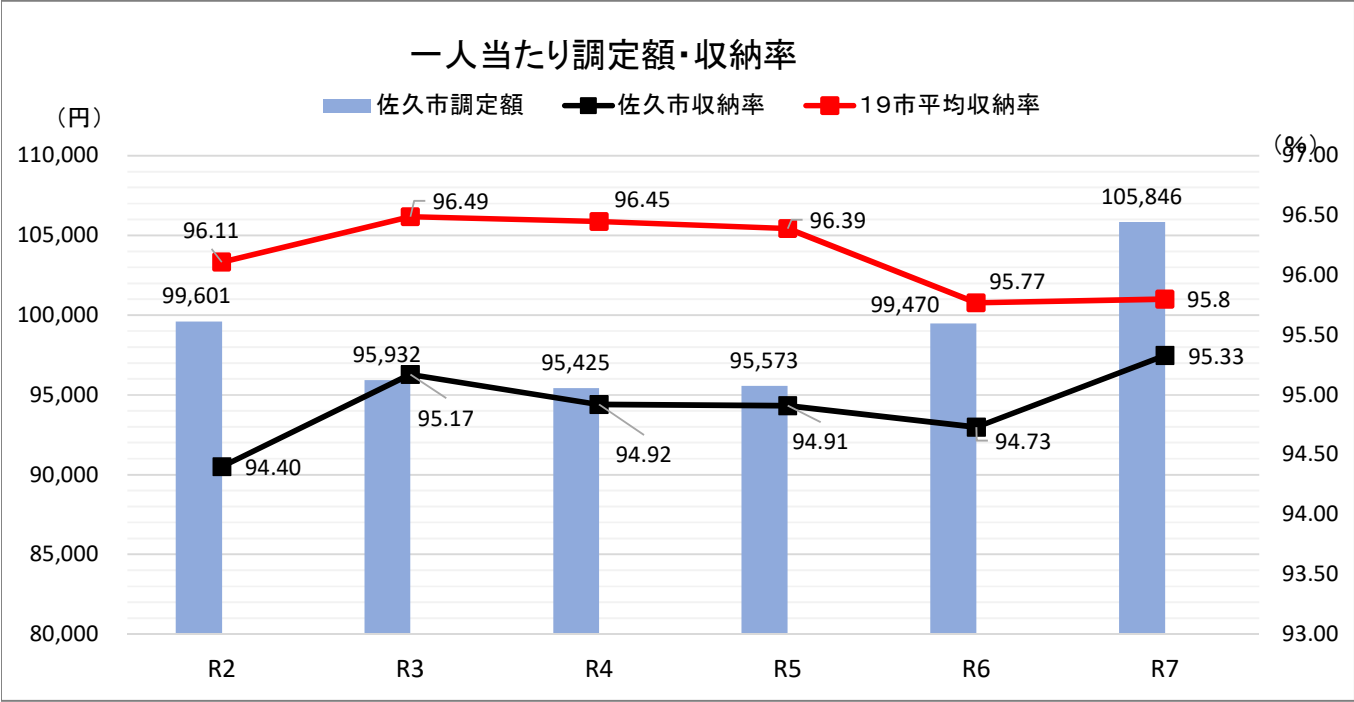
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)」より

4 一人当たり保険給付額の推移



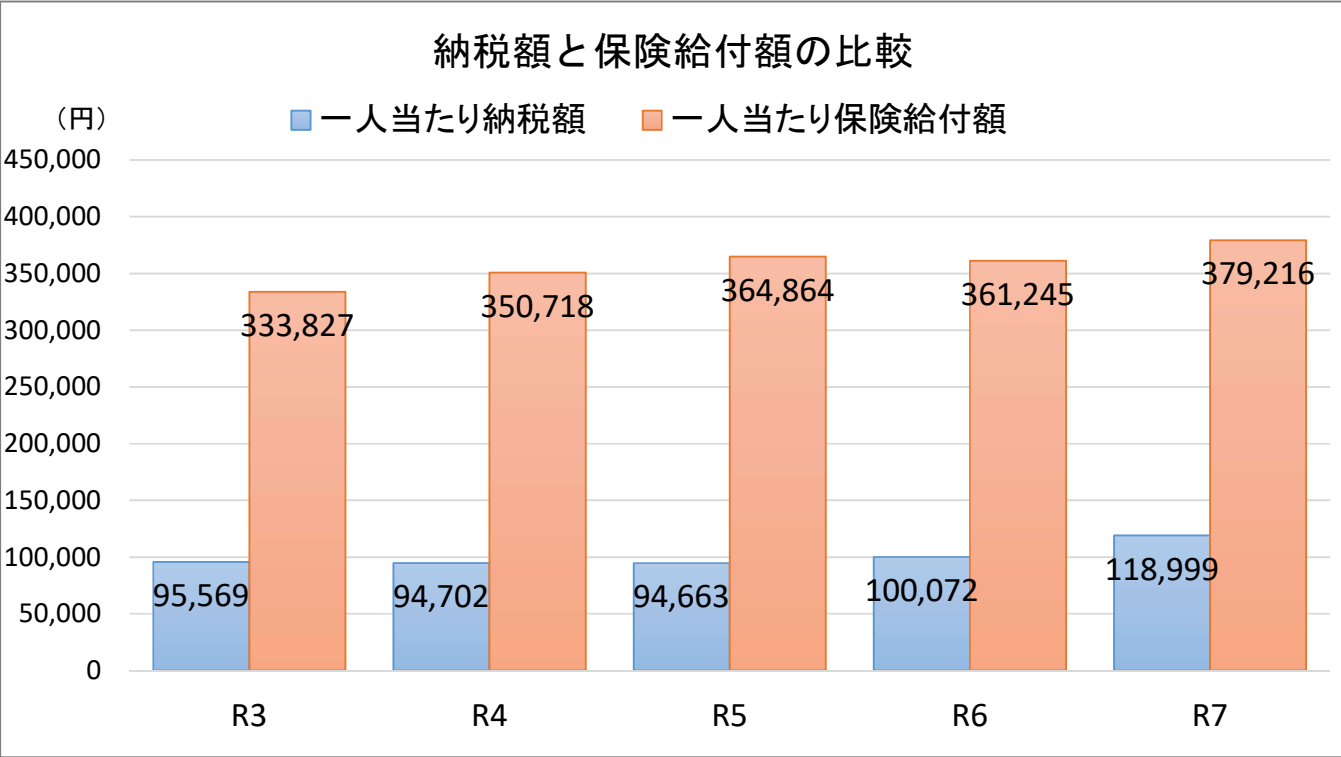
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

5 国民健康保険税の推移



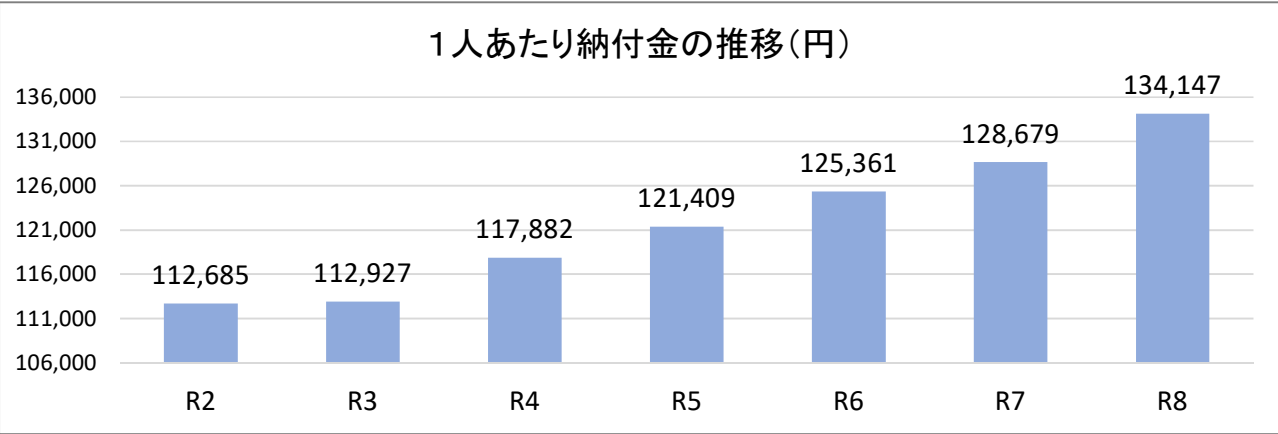
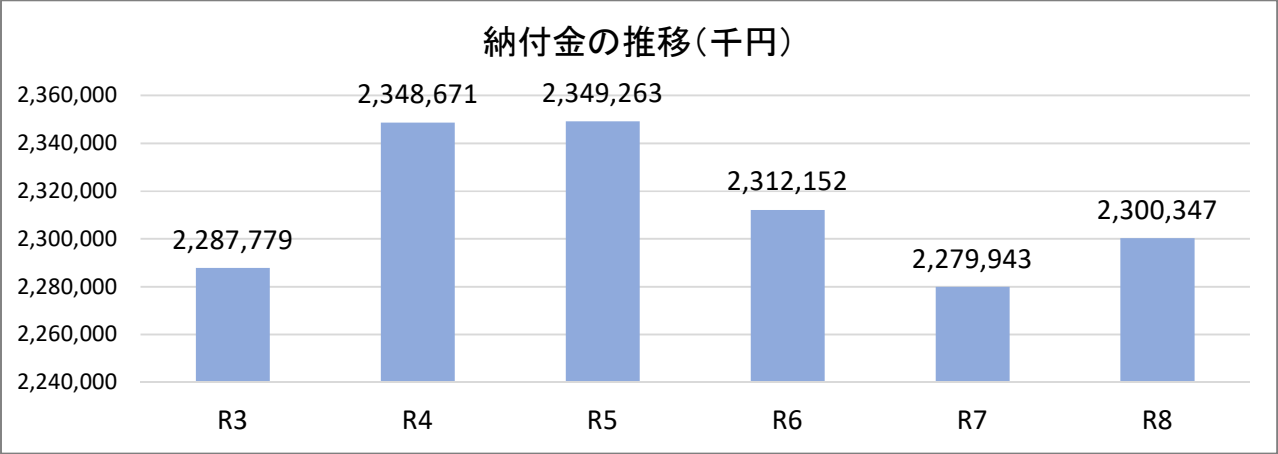
※ 調定額及び収納率は、一般・退職の現年度分のみ

6 納税額と保険給付額の比較



※納税額は過年度分含む
※事業年報「医療給付の状況(療養費等含む)、高額療養費の状況」より

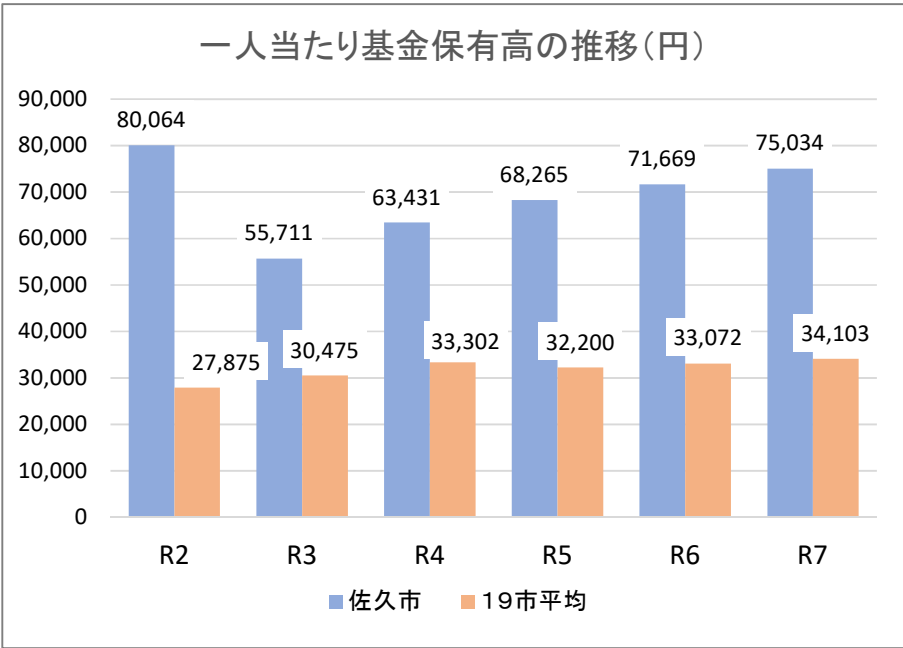
7 佐久市国保事業費納付金の推移



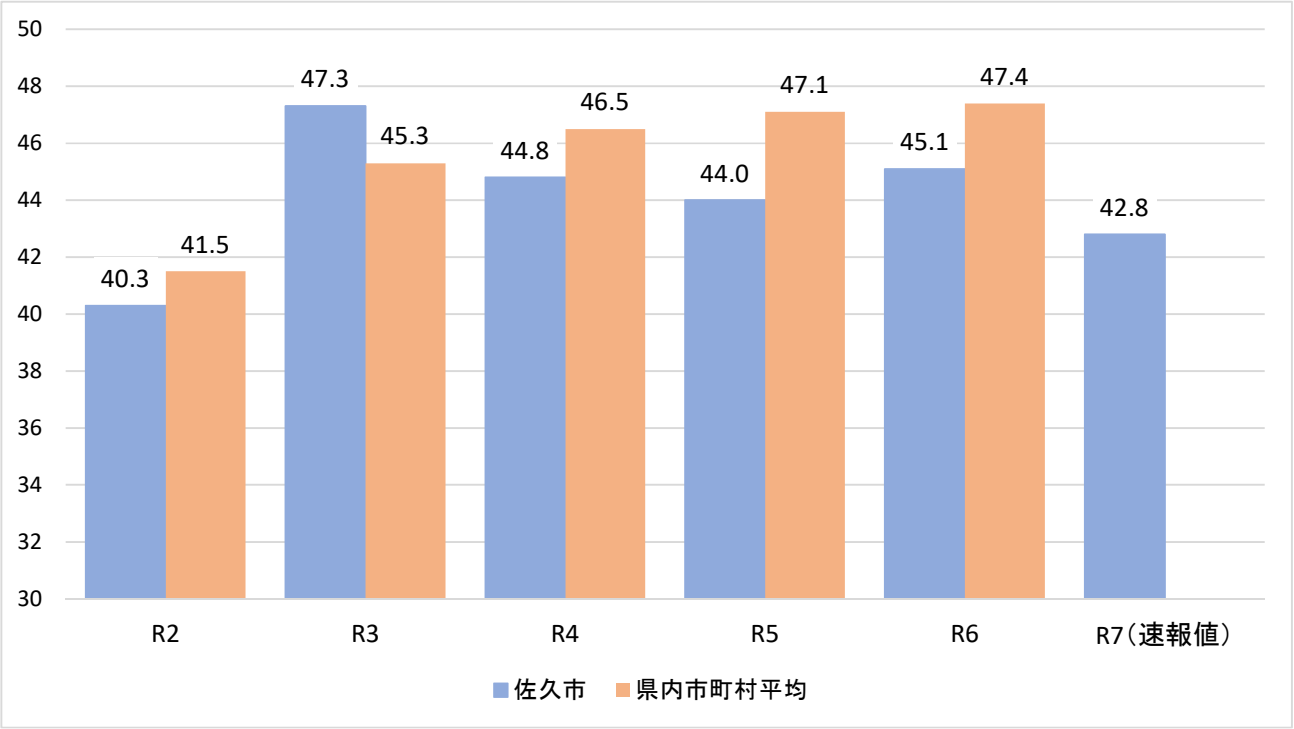
※退職分を除く、一般被保険者分のみ

8 国民健康保険事業基金の保有状況

	(千円)
令和2年度末残高	1,655,721
令和3年度末残高	1,128,935
令和4年度末残高	1,238,307
令和5年度末残高	1,281,871
令和6年度末残高	1,290,471
令和7年度末残高	1,313,165

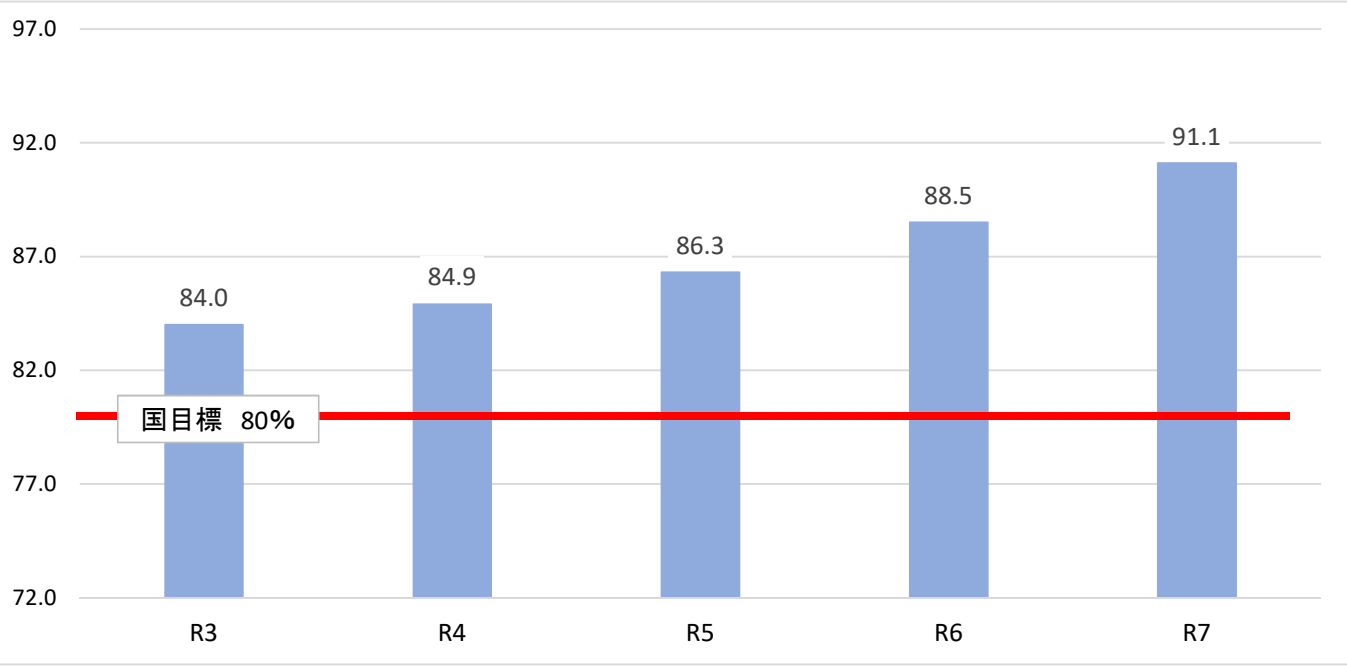


9 特定健診受診率の推移（％）



※受診率の確定は10月

10 ジェネリック医薬品の使用率の推移（数量シェア％）



区分	R3	R4	R5	R6	R7
院内	71.5	71.5	73.6	75.3	78.4
院外	86.2	87.0	88.2	90.3	92.5

（出所）
国保総合システム
※ 院内・院外は、母数が異なるため、
使用率≠（院内+院外）/2

1 子どもの均等割軽減の年齢拡大について

現在、未就学児に関する均等割保険料(税)の5割を公費
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)による軽減措置を、
子育て世帯の更なる負担軽減のため、5割軽減措置の対象
を高校生世代まで拡充する
(令和9年4月施行予定)

2 国保喪失時の運用の見直し

現在、国民健康保険の資格喪失に関し、資格喪失の原因
たる事実が発生した日の翌日に資格を喪失するとされる
規定を見直す方針
(令和10年4月施行予定)
※現在…4/1に社会保険に加入した場合、国保の喪失日は4/2
変更後は4/1が喪失日となります

3 データヘルス計画の中間見直しについて

令和6年度～令和11年度
第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)
第4期特定健康診査等実施計画 の中間見直しの年度

現在、健康づくり推進課と協力し、事業の実施状況及び健康
データの変化を踏まえた中間見直し作業を実施中

令和9年1月開催の次回運営協議会にて、「データヘルス計画
見直し評価(案)」を提出・報告予定



4 資格情報のお知らせの運用方法の変更について

マイナ保険証をお持ちの70歳未満の方について
今後「資格情報のお知らせ」を送付しない

記載事項に変更があった場合には、新しいものを交付

紛失等の場合は、マイナポータルからのダウンロード
市役所又は支所で再発行

70歳以上の方は、毎年送付
(負担割合確認のため)

<資格情報のお知らせに同封した文書>

マイナ保険証をお持ちの方へ 「資格情報のお知らせ」の交付方法の変更について

「資格情報のお知らせ」について

70歳未満の方

有効期限:なし

今回交付したものを70歳の誕生日月までお使いいただきます。

今後、新しい資格情報のお知らせは交付しません。

失くさないよう大切に保管・利用してください。

(記載事項に変更があった場合は、新しいものを交付します)

70歳～74歳の方

有効期限:令和9年7月31日 (または75歳の誕生日の前日まで)

負担割合変更の可能性があるため、毎年新しいものを交付します。
(申請は不要です)

利用上のポイント

右下部分を切り取り、マイナンバーカードと一緒に携帯・利用してください。
マイナ保険証利用時は、電子証明書の有効期限を事前にご確認ください。

配慮が必要な方

障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受診が困難な方は要配慮者
として申請することで資格確認書が交付されます。

「資格情報のお知らせ」を紛失した場合

窓口申請もしくは電子申請により再交付の手続きができます。
再交付の電子申請は右のQRコードから
「資格情報のお知らせ」はマイナポータルからもダウンロードできます。



お問い合わせ先

【佐久市役所】 国保医療課 国保年金係 0267-62-3164
【各支所】 白田支所 市民係 0267-82-3111(代) 浅科支所 市民係 0267-58-2001(代)
望月支所 市民係 0267-53-3111(代)